

第11次多摩市交通安全計画（素案）に関するパブリックコメント実施要項

1 件名	第11次多摩市交通安全計画（素案）に関するパブリックコメント （市民意見）募集
2 目的	第11次多摩市交通安全計画は交通安全対策基本法第26条に基づき、多摩市内の交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を作成するもので、同法18条に基づき設置された多摩市交通安全対策会議にて、計画内容を審議、決定するものです。 本パブリックコメントで市民の皆様からご意見をいただき、第11次多摩市交通安全計画をより多摩市の道路交通状況に即した計画にすることを目的としています。
3 計画の内容	第11次東京都交通安全計画を踏まえ、関係機関等のご協力をいただき、その内容をまとめたものです。 内容としては、道路交通環境の整備、交通安全意識の啓発、道路交通秩序の維持、安全運転の確保等の取組をまとめたものとなります。
4 公表方法	多摩市公式ホームページ及び下記閲覧場所 市役所1階ロビー、市役所第2庁舎1階行政資料室、市役所東庁舎2階道路交通課、市内各図書館、多摩センター駅出張所、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、永山公民館
5 対象者	市内にお住まいの方、市内で働いている方、市内の学校に通われている方、市内で事業を営まれている方及び活動されている団体等が対象です。
6 意見募集期間	令和3年12月5日(日)から令和4年1月5日(水)まで
7 意見の提出方法	(1) タイトル「第11次多摩市交通安全計画（素案）に対するパブリックコメント」 (2) 住所 (3) 氏名 (4) 意見本文 ※市公式ホームページ内の応募フォームを活用する場合、タイトルは不要です。 ※(1)から(4)の項目が欠けている場合、パブリックコメントとして、扱えない場合があります。
8 意見の提出先	(1) 回収箱への投函（市役所東庁舎2階道路交通課を除く閲覧場所にて投函可能です。） (2) 直接持参（市役所東庁舎2階道路交通課まで） (3) 郵送（〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 多摩市都市整備部道路交通課交通対策担当） (4) ファクシミリ（042-339-7754） (5) 市公式ホームページ内の応募フォーム ※窓口への持参は、代理人によるものも含む ※ファクシミリの場合は、送信後に要連絡 ※インターネット手続きの場合、送信後4日以内に受領メールが届かない時は要連絡
9 意見の取扱い及び 応答方法	(1) いただいたご意見については、多摩市交通安全対策会議で審議し、必要に応じて内容を見直します。 (2) いただいたご意見に対する市の考え方及び対応をまとめ、令和4年3月に発行予定の「第11次多摩市交通安全計画」の「関係資料」に掲載し公表します。
10 担当	多摩市役所都市整備部道路交通課交通対策担当 電話 042-338-6826（直通）